

下記のものについて一般競争入札による調達を行うので、雲南市契約規則(平成19年規則第3号。以下「契約規則」という。)第5条に基づき公告する。

令和6年9月13日

雲南市長 石飛 厚志

記

1. 担当部局 雲南市役所総務部管財課 (Tel : 0854-40-1025)
2. 物件の名称 雲南市公用車メンテナンスリース調達(軽乗用車1台 こども政策局その1)
3. 納入場所 雲南市役所本庁舎
4. 納入期限 令和6年12月2日(月)
5. 予定価格
6. 最低制限価格 設けない
7. 入札参加要件
 - ① 雲南市内に本社を有している自動車ディーラー(自動車販売代理店)で、令和5~7年度雲南市物品の売買、借入等に係る入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ② その他参加要件
 - ア 地方自治法施行令(平成22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者及び同条第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過した者であること。
 - イ 雲南市における市税の滞納がない者であること。
 - ウ 公告の日から競争参加資格確認の日までの間に、国土交通省、島根県、雲南市のいずれからも指名停止処分を受けていないこと。
 - エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - ① 親会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
 - 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更正会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
8. 物件の仕様等
別紙仕様書のとおり
仕様書名 雲南市公用車メンテナンスリース調達(軽乗用車1台 こども政策局その1) 詳細仕様書
9. 質疑
質疑事項がある場合は、下記期日までに、担当部局に対して書面で提出すること。
令和6年9月24日(火) 17:00

10. 回答方法

回答は、下記期日までに、雲南市ホームページに掲載する。
令和6年9月26日(木) 17:00

11. 参加の申請

入札に参加を希望する者は、別紙様式「一般競争入札参加申請書」にて、下記期日までに担当部局へ申請すること。また、入札する車両のカタログ主要装備一覧の該当箇所にマーカーしたものを(カタログはコピー可)。

令和6年9月27日(金) 17:00

12. 入札日時

(1) 入札日時 令和6年10月1日(火) 10:00 (即時開札)
(2) 入札場所 雲南市役所本庁舎2階204号室

13. 入札書

入札書にはリース手数料等を含む総額を支払回数(60回)で除した金額(月額、消費税抜き)を記載すること。

14. 入札方法等

- ① 入札は、所定の様式による入札書及び入札明細書を作成し、封筒に入れて提出すること。
- ② 郵便による入札は認めない。
- ③ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- ④ 入札回数は、3回とする。
- ⑤ 代理人をもって入札する場合は、委任状(任意様式)を提出すること。なお、入札者又はその代理人は、入札に際し同一事項について同時に他の入札者の代理人になることはできない。
- ⑥ 入札保証金は免除する。

15. 入札の無効

次の入札は無効とする

- ① 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ② 虚偽の申請を行った者のした入札
- ③ 入札に関する条件(本件公告文、契約規則等参照)に違反した入札

16. 契約保証金 免除する。

17. 契約について

本案件の契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約となる。

18. 支払の条件

月額リース料を毎月支払(全60月)

リース契約についてはリース会社と市が直接リース契約を締結することも可能とする。この場合、落札業者と市が車両納入契約を締結し、納車及び納車検査を実施する。

なお、この場合においても本案件リース契約のリース料支払いに係ること以外はすべて落札業者に対応を行うものとする。

19. その他

詳細不明の点については、担当部局に照会すること。

落札後に、半導体不足等の理由により、指定期日での納車が困難な場合は、詳細協議とする。